

# 定額減税の実施及び定額減税しきれないと見込まれる方へ 定額減税補足給付金(調整給付)を給付します

令和6年(2024年)6月3日
東海市記者会見資料
税務課



デフレ脱却のための措置の一環として、納税義務者本人(合計所得金額1,805万円以下の方)及び配偶者を含めた扶養親族1人につき、令和6年分(2024年分)の所得税3万円、令和6年度分(2024年度分)の個人住民税1万円の定額減税を6月以降に実施します。その中で、定額減税しきれないと見込まれる方に対し、差額分の給付を行います。

## 【支給対象者】

定額減税可能額が「令和6年分(2024年分)推計所得税額※」又は「令和6年度分(2024年度分)個人住民税所得割額」を上回る方(約2万人を想定)

※推計所得税額は、令和6年分(2024年)の所得税額が未確定のため、前年の課税情報を基に算出するものです。

## 【支給額】

次の①と②の合計額を1万円単位で切り上げて支給します。

①定額減税可能額(所得税分)－推計所得税額

②定額減税可能額(個人住民税分)－個人住民税所得割額

## 【支給方法】

支給の対象となる方へ、8月中旬頃確認書を発送⇒必要事項を記入の上、返送⇒受付後、審査(口座情報登録)⇒給付

## 【今後のスケジュール】

令和6年(2024年)7月初旬 給付システム導入  
8月中旬 確認書発送、順次給付開始  
11月末 給付完了



## 【予算措置】

### <歳入>

個人市民税現年課税分	△540,000千円
減収補てん特例交付金(個人住民税分)	540,000千円
定額減税調整給付事務費補助金	32,016千円
定額減税調整給付事業費補助金	850,000千円

### <歳出>

定額減税補足給付金給付事業 882,016千円(職員人件費 2,730千円含む。)

問合せ 総務部税務課 担当:熊崎(くまざき) 052-603-2211, 0562-33-1111(内線129)